

(仮称) 蕨市市民参画及び協働を推進する条例**【前文】****(目的)**

第1条 この条例は、蕨市における市民参画と協働についての基本的な考え方や仕組みを定め、市民参画と協働を推進することにより、市民が主役の活力あるまちを創ることを目的とします。

第1条は、この条例の目的について定めたものです。

今まで蕨市では市民参画・協働によるまちづくりに取り組んできましたが、近年では若年層や新住民等による市民活動の参加が少ないなどの課題が現れています。そのため、ここであらためて、市民参画・協働についての基本原則や、市民の責務と市の責務、市民参画・協働の手続きなど基本となる考え方や仕組みを定め制度的な安定を図り、あらゆる世代の市民がまちづくりに参加しやすくすることを目指します。それにより、市民参画・協働をより一層進め、市民が主役の活力あるまちを創ることを目的としています。

(言葉の意味)

第2条 この条例に使われている言葉の意味を、次のように定めます。

(1) 市民参画 市民と市がともにまちづくりを進めるために、市民が市の政策等の立案、実施、評価に参加し、意見を述べ、または提案を行うことを言います。

(2) 協働 市民と市が目的を共有し、それぞれの役割を認めあい、自立した対等のパートナーとしての関係を築きながら、地域の課題や社会的な課題を解決するために協力して取り組むことを言います。

(3) 市民 市内に住み、働き、学ぶすべての人々と、市内で活動する法人その他団体を言います。

(4) 市 市長その他の執行機関を言います。

(5) 審議会等 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する機関を言います。

(6) コミュニティ 地域や共通の関心によってつながった連帯性を持つ多様な組織、集団を言います。

第 2 条は、この条例の中で、共通の認識を持つべき言葉について定めたものです。

(1) 「市民参画」とは、市の計画や条例の策定などの政策立案から実施、評価までの各段階において、市民が主体的に参加し、意見や提案をすることをいいます。

(2) 「協働」とは、市民と市が、地域の課題解決という共通の目的を達成するために、それぞれの役割を自覚し、対等な立場で力を合わせて取り組んでいくことをいいます。

(3) 「市民」とは、蕨市で生活し、活動している全ての人々のことで、市内に居住する者だけではなく、市内で働く人、学ぶ人、さらに市内で活動する法人、NPO 団体、町会などのあらゆる団体を含めます。

(4) 「市」とは、市長とその他の執行機関をいい、市長とは、市長個人を指すものではなく、市長事務部局の執行機関や市長の補助機関である水道事業管理者、市立病院管理者及び消防長を指します。

その他の執行機関とは、地方自治法の規定により設置している委員会及び委員を指します（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）。

(5) 「審議会等」とは、法律や条例、要綱などに基づいた審議会、審査会、協議会、懇談会等をいいます。

(6) 「コミュニティ」とは、地域や共通の関心によってつながった連帯性を持つ多様な組織、集団を言いますが、特に、本市においては、蕨市民憲章制定以降、その推進のために市民と市が一体となり形成してきた各地区を単位とした地域組織をいいます。

(基本原則)

第 3 条 蕨市における市民参画と協働は、次の基本原則に基づいて行います。

(1) 市は市民参画によるまちづくりを推進します。

(2) 市民と市は対等のパートナーとして、それぞれの役割を果たしながら、協働により良いまちづくりに取り組みます。

(3) 市民と市はお互いに情報を共有し、市は市政に関する情報を積極的に提供します。

第3条は、この条例の基本的な考え方について定めたものです。

(1)は、多様化する地域の課題や市民ニーズに適切に対応し、魅力あるまちづくりを進めていくためには市民が主体的にまちづくりに関わり、意見や提案をしていくことが重要です。そのために、市は市民参画に基づいたまちづくりを行うこととしています。

(2)は、蕨市では、これまで市民と市が一体となって、コミュニティづくりに取り組んできており、町会等を中心に地域住民と行政の連携・協力によって、住みよいまちづくりが進められていることから、これからもこの連携・協力を継続し、更に進展させていくことが大切であり、市民と行政がそれぞれの役割をより明確にするとともに、お互いが確かな信頼関係の下、対等な立場で協働することにより、より良いまちづくりに取り組むこととしています。

(3)は、市政についてのさまざまな情報が市民に公開、共有されていることは、市民が市政に参画し、市と協働するためには必要不可欠であることから、個人情報の取り扱いに十分配慮しながら、一層積極的な情報提供に努め、市政や地域の課題を市民と共有していくこととしています。

(市民の責務)

第4条 市民は、市民参画と協働によるまちづくりに主体的にかかわるよう努めます。
2 市民は、市民参画と協働に当たっては、特定の個人や団体の利益ではなく、市民全体の利益を考慮して、自らの意見と行動に責任を持ちます。

第4条は、市民の責務について定めたものです。

第1項は、市民が、自分たちの住むまちや地域等に関心を持ち、市民参画、協働によるまちづくりに主体的にかかわることとしています。

第2項は、市民が市民参画、協働を行うに当たっては、公益の視点を持ち、自分の意見や行動に責任を持つこととしています。

なお、本条については、「市民の責務」以外に、「市民の役割」「市民の権利」などとして規定する案も検討されてきましたが、市民・市双方が責任を持って、ともに市民参画・協働に取り組んでいくことをめざし、「責務」として規定することとしました。

(市の責務)

第5条 市は、市民が必要とする市政に関する情報を積極的に提供します。

2 市は、市民の参画と協働の機会を設けるとともに、その仕組みの整備など必要な環境づくりに取り組みます。

3 市は、市職員の市民参画と協働に対する意識の向上に努めるとともに、職員は、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組みます。

第5条は、市の責務について定めたものです。

第1項は、市民参画と協働によるまちづくりを進めるため、市は積極的にまちづくりに関する情報を市民に提供することとしています。

第2項は、市の計画や条例の策定などの政策立案から実施、評価までの各段階において、市民が参画できる機会を保障するとともに、協働の機会を設けて、まちづくりを進めていく仕組みや手続きを整えることとしています。

第3項は、市が市職員に対し、市民参画と協働に関する啓発や研修を通し、行政の専門家として、市民とともにまちづくりに取り組む意識を高めるとともに、市職員が積極的に地域住民との交流や市民公益活動などに関わることとしています。

なお、本条については、「市の責務」以外に、「市の役割」などとして規定する案も検討されてきましたが、市民・市双方が責任を持って、ともに市民参画・協働に取り組んでいくことをめざし、「責務」として規定することとしました。

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の対象となる市の政策等は、次のとおりです。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画等の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活、事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- (4) 市民に義務を課し、権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

(5) 市の基本的な方向を定める憲章、宣言の制定又は改廃

(6) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市民参画の対象としないことができます。

- (1) 緊急に行わなければならない場合
- (2) 軽微な変更の場合
- (3) 市に裁量の余地がない場合
- (4) 市民参画の手続きが法令等により定められている場合
- (5) 市の機関内部の事務処理に関するものの場合

第6条から第10条までは、市民参画についての統一的な取り決めに定めたものです。

第6条第1項は、市民参画の対象となる市の政策等について定めたものです。

(1)の「市の基本的な政策を定める計画等」は、計画、プラン、指針など名称を問わず、市全体や個別行政分野についての構想や基本的事項等を表したものです（総合振興計画、行政改革大綱、障害者福祉計画、環境基本計画、男女共同参画パートナーシッププラン、など）。

(2)の「市の基本的な制度を定める条例」は、市政全般についての基本的理念や制度等を定めたものや、個別行政分野の基本的理念、制度を定めた条例です（環境基本条例、まちづくり条例、など）。

(3)の「市民生活、事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例」は、広く市民に適用される市民生活、事業活動に直接、重大な影響を与える条例です（情報公開条例、個人情報保護条例など）。

(4)の「市民に義務を課し、権利を制限する条例」は、市民に対し、具体的に「〇〇しなければならない」という義務を課したり、あるいは「〇〇してはならない」と行為を制限するものです（自転車放置防止条例、交通安全条例など）。なお、除外する「金銭徴収に関するもの」とは、市税・使用料・手数料等すべての金銭の徴収に関する条項を指します。

(5)「憲章・宣言」とは、市民憲章、平和都市宣言などを指します。

(6)は、前の(1)から(5)以外でも、市民が参画することで、より効果的に政策等を進めることができるものなどを必要に応じて対象としていくこととしています。

第1項に規定した市民参画の対象であっても、第2項のいずれかに該当する場合については、市民参画の対象事項としないことができます。

(1)は、市民参画の手続きに必要な時間の経過により、政策等の効果が損なわれる場合などを指し、例としては災害への緊急対応などが考えられます。

(2)は、制度の大幅な改正又は基本的事項の改正を伴わないものを指します。例としては、法改正に伴う語句や表現の修正などが考えられます。

(3)は、内容が法令等で定められているものや、国や県などの統一基準や計画に基づいて策定するため、市として、市民の意見を反映する余地のないものを指します。

(4)は、本条例で定める市民参画の手続きと同様の効果を持つ手続きが法令等により定められているものを指します。

(5)は、市の機関内部の事務においては、市が自らの責任と意思で決定すべき事項であることから、市民参画を行わないことができるとしたもので、例としては、職員人事や会計に関する事務処理等が考えられます。

(市民参画の手続き)

第7条 市は次に掲げる市民参画の手続きのうちから、対象事項にふさわしくかつ効果的な手続きを実施します。

- (1) 審議会等による審議
- (2) パブリック・コメントの実施
- (3) 市民意識調査(意向調査)の実施
- (4) タウンミーティング(意見交換会等)の開催
- (5) ワークショップの開催

2 市は、前項に定める市民参画の手続きのうち、複数の手続きを実施した方がより市民の意見を的確に反映できると認められるときは、複数の手続きを実施するよう努めます。

3 市は、第1項に定めるもののほか、より効果的と認められる市民参画の手続きがあるときは、これを積極的に用います。

第7条は、市民参画の手続きについて定めたものです。

第1項では、市民参画の手続きを行う場合、市はその政策などに意見を出し易い最良の手法を次の中から選ばなければならないと定めています。

(1)は、計画や条例等を策定する過程で審議会等を設置し、会を構成する委員に審議・意見交換等を行ってもらうことで、提案・意見を聴取するものです。

(2)パブリック・コメントとは、計画や条例等を策定する過程でその案を公表し、市民からの意見をいただき、その意見を考慮して計画や条例案を決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表する手法です。

(3)市民意識調査とは、市が市民に対して調査票を配布し、設問に回答してもらい結果を統計的に取りまとめることにより市民意識の傾向等を把握する調査です。

(4)タウンミーティングとは、市長等が市民とともに語り合い、双方向に意見をやり取りする対話型の集会です。

(5)ワークショップとは、多様な立場の市民が参加し、自ら体験・勉強し、意見を出し合いながら、共同作業を通じて、課題解決のための提案等を行う手法です。

第2項は、第1項で示した手法を複数用いることで、市民の意見をよりの確に反映できると認められるとき、市はそのように努めなければならないと定めています。

第3項は、第1項で示した手法以外で、より効果的な手法があると認められるとき、市はそれを積極的に用いることを定めています。

(審議会等の公開及び委員の選任)

第8条 市は、審議会等の会議の公開を推進するとともに、審議会等委員に市民を積極的に選任します。

2 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、他の審議会等における委員の就任状況、構成等を勘案するよう努めます。

3 市は、第1項の規定により市民を審議会等の委員に選任しようとするときは、公募による委員を含めるよう努めます。

第8条は、第7条第1項で示した「審議会等」について定めたものです。

第1項では、審議会等の会議は透明性を期すために原則公開することを定めています。また、委員を選任する場合は、市民の意見を反映させ、透明性を確保するために、市民を積極的に選ばなければならないと定めています。

第2項では、審議会等での議論には、意見や提案が固定化されてしまわないよう、多様な市民の意見が反映されることが望ましく、年齢構成や地域等を考慮した委員の選任に努めるよう定めています。

第3項では、審議会等の委員を市民から選ぶ場合は、その手法として公平性を期すために公募委員を含めることに努めるよう定めています。

(住民投票)

第9条 市は、市政にかかる重要事項に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

2 住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事項を条例で定めることとします。

(1) 住民投票に付すべき事項

(2) 住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件

(3) 住民投票の結果の取扱い

第9条は、住民投票の制度について定めたものです。

第1項は、市が、市全体を取り巻く大きな課題に対して、市民の意思を直接問う必要があると判断したときに、住民投票を実施することが出来ると定めています。

第2項は、住民投票を行う必要があると判断したときに、その案件ごとに住民投票の条例を市議会に提案し、住民投票を実施するか否かの判断を仰ぐことを定めています。